

安全の手引き

I 防犯の手引き

- 1 防犯の基本的な心構え
- 2 邦人在留状況と犯罪発生状況
- 3 防犯のための具体的注意事項
- 4 交通事情と事故対策
- 5 デモ・暴動・テロ・誘拐対策
- 6 鳥インフルエンザ対策
- 7 緊急連絡先

II 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

- 1 外務省の危険情報
- 2 平素の心構え
- 3 緊急事態が発生した場合，又は発生するおそれがある場合の対応
- 4 緊急時の避難先
- 5 退避，出国等
- 6 緊急事態に備えてのチェックリスト

III 参考情報

一口会話

平成31年1月

在メダン日本国総領事館

この安全の手引きでは、アチェ州、北スマトラ州、西スマトラ州、リアウ州、リアウ諸島州及びジャンビ州で生活する上で念頭におくべき防犯上の心得や緊急事態発生時の対処要領等を記しています。御自身が「自分の身は自分で守る」との心構えを持ち、常に注意を払って行動することが重要です。不幸にして何らかの事件事故に巻き込まれた場合には最寄りの日本大使館、総領事館に御相談ください。

I 防犯の手引き

1 防犯の基本的な心構え

(1) 事前の情報収集と周到な計画

当地で旅行等の情報収集をするに当たっては、主要ホテルや駅・空港等以外では英語が通じないことがほとんどであり、道路交通や通信事情等も悪いことから大変困難です。事前にインターネットや各種媒体を通じて治安・生活情報等を集め、しっかりとした旅の計画を立てましょう。

(2) 体調管理

熱帯雨林気候に属する当地で体調管理をする上で重要なのは、水分・栄養補給と睡眠です。食事は加熱されたものを摂取するように心がけましょう。また、肝炎、腸チフス、破傷風、狂犬病、デング熱、ジカ熱、鳥インフルエンザ等への備えとして手洗い、うがい等の衛生管理や虫よけ対策を徹底し、動物との接触などにも十分注意しましょう。

メダン市内の主要病院については、本章7 緊急連絡先(1)ウを参照してください。

(3) 言葉とマナー

インドネシアは世界最大のイスラム教徒を擁する国です。インドネシア人の宗教観や価値観を尊重し、平素から隣人や現地従業員・使用人等と良好な関係を築くよう心がけましょう。

2 邦人在留状況と犯罪発生状況

(1) 在留邦人の居住状況

当館管轄地域は、アチェ州、北スマトラ州、西スマトラ州、リアウ州、リアウ諸島州、ジャンビ州の6州です。北スマトラ州メダン市、西スマトラ州、リアウ諸島州パタム島には、それぞれ日本人会があります。当館管轄地域に在留され、在留届にメールアドレスを登録いただいた方々に対して、総領事館からのお知らせ等をメール配信しています。

2017年10月1日現在、邦人の地域別在留状況は次のとおりです。

リアウ諸島州	～	145人	
北スマトラ州	～	83人	
西スマトラ州	～	21人	
アチェ州	～	14人	
リアウ州	～	8人	
ジャンビ州	～	0人	(合計271人)

(2) 各地の治安情勢

ア メダン市内

メダンでは、主に若者や労働者の間で大麻や覚せい剤等の麻薬がまん延しており、麻薬常習者による路上強盗等の街頭犯罪が多く発生しています。市内南東部のアレア、コタ、デナイ、アンプラス等は、こうした犯罪の多発地区といわれていますが、市内中心部のショッピングモール（サンプラザ、メダンフェア、センターポイント等）や主要ホテルの周辺地区においても路上強盗事件やひったくり等の窃盗事件が発生しており、注意が必要です。

イ アチェ州

2005年8月にインドネシア政府と、アチェの独立を求める武装集団「GAM」（独立アチェ運動）との間で和平合意が結ばれ、独立運動は終結しました。

しかし、過去の選挙では、政党間の問題に起因すると思われる手りゅう弾や銃器を使用した殺人事件が複数発生し、また、一部の県では武器弾薬が依然残存しているとみられ、銃器等を使用した犯罪がたびたび発生しています。同州は大麻の産地としても知られており、覚せい剤等の薬物も多く出回っていることから、治安情勢には十分な注意が必要です。

アチェでは、厳格なイスラム法が適用されているため、許可された場所以外での飲酒をしないようにし、モスクなどの宗教施設へ入る際には、観光客であっても半袖や短パンなどの身体を露出した服装を避け、女性は頭部にスカーフを着用し髪を覆うなど、イスラムに対するより一層の理解と配慮が必要です。

ウ バタム島（リアウ諸島州）

シンガポールから高速船で約60分の位置にあり、島内には多くの日系企業が進出しているほか、ホテル、ゴルフ場、ショッピングモール、歓楽街などが点在しており、多くの日本人旅行者が訪れています。同州はインドネシア国内でも比較的治安が安定しているとされていますが、旅行者を狙った詐欺、窃盗などの犯罪に注意する必要があります。

特に、ナゴヤ（N a g o y a）地区、ジョド（J o d o h）地区、フェリーターミナル周辺などでは、ひったくりや車上狙いの被害が発生しているほか、犯罪組織が関与した売春、賭博、麻薬密売などが行われているといわれています。見知らぬ現地人が親しげに話しかけてきたときは、いかさま賭博などの詐欺や窃盗などの犯罪被害に遭ったり、麻薬密売や売春などを持ちかけられたりすることもあるので安易に相手の誘いに乗らないよう十分注意してください。

エ ビンタン島（リアウ諸島州）

島北部には、高級リゾート地が集中しており、シンガポールから高速船を利用して多くの観光客が訪れています。島内は全般的に安全とされていますが、流しのタクシーやバスの運転手の中には、日本人と見るや不当に高額な料金を要求する者もいるといわれています。

また、交通量が少なく見通しの良い道路が多いため、スピード超過による死亡事故も発生しています。自動車で移動する際は十分に注意してください。

3 防犯のための具体的注意事項

(1) 住居

ア メダンをはじめとする都市部には、戸建て住宅、コンプレックス（外周が壁で囲まれている住宅地）、コンドミニウム（集合住宅）、ホテル内の滞在型アパートメントなどの住宅があり、家賃は月額数百ドルから数千ドルまで様々です。不動産業者が多くないため、知人などからの紹介や前任者からの引継ぎで住居を決めることが多いようです。

イ 家主や住宅管理会社により、住宅設備に不具合が生じた際の対応は大きく異なります。

ウ 慢性的な電力不足から、場所にかかわらず一日数時間にわたり停電することもありますので自家発電設備の有無についても確認したほうがよいでしょう。

エ コンプレックスやコンドミニウムの場合は、管理会社が警備員を雇用していることがほとんどですが、警備のレベルはそれぞれ大きく異なります。御自身の目で確認し、セキュリティがしっかりしている物件を見つけることが重要です。

オ 夜間は外灯をつけ、ドアや窓には鉄格子を設置するなどして強固にし、寝室の扉や鍵は頑丈なものにしましょう。また、庭木が視界を遮らないように、手入れをすることも重要です。

カ 屋外では注意していても、家に帰ればつい気が緩みがちです。戸締まり、鍵の保管は必ず自分で行ってください。合い鍵は誰でも簡単に作れるので、玄関、寝室、書斎の鍵は自分で管理し、ドアには複数の鍵を取り付け、一番内側の鍵は使用人に渡さないことが必要です。また、長期間家を空ける際は、職場の同僚や家主等に依頼して、定期的に様子を確認してもらうとよいでしょう。

(2) 外出時

ア オートバイ利用のひったくりや路上強盗など、街頭犯罪の被害に遭わないよう注意を払う必要があります。特に女性や地理不案内な外国人旅行者はターゲットにされる傾向にあります。

イ 徒歩、ベチャ（三輪タクシー）、バイク、ミニバス（乗り合いバス）での外出や単独行動は、ひったくりや強盗被害に遭う危険性が高まるため避けるようにし、自家用車やタクシーを利用することをお勧めします。

ウ 外出時はバッグを車道側に持たず、たすきがけにして身体の正面で持つようにしてください。

エ タクシーなど自動車に乗ったら、必ずドアをロックし、シートベルトを着用してください。バッグや貴重品を置いたまま車を離れると車上荒らしなどの犯罪を誘発するため、十分注意してください。

オ 犯罪者は、刃物等の凶器を所持しており、被害者が抵抗したために死傷した事例もありますので、万一の場合は身の安全を最優先し、好戦的な態度を示すことは避けるべきです。

(3) 使用人

ア 使用人を雇用する際は、身分証明書（KTP）、自動車運転免許証等の現物確認を確実に行ってください。

イ 使用人の知人、集金人等を不用意に家に入れなないことは、御自身の生命・家財等を

守るうえで重要です。自宅に見知らぬ業者が来た場合、まず身分証の確認や、家主等に事実確認をしましょう。事前の約束がない来訪者は絶対に屋内に入れないでください。また、使用人にも上記内容を徹底させてください。

ウ インドネシア人は、一般的に温和と言われていますが、人前で叱ったり、指で指したりすると、予期せぬトラブルとなる恐れがあるので厳に避けるべきです。また、使用人の慶弔時には家族の一員として意をつくすことが大切です。

4 交通事情と事故対策

(1) 交通事情

オートバイの定員外乗車やノーヘル、当て逃げ、無理な割り込み、信号無視、逆走等の無謀運転は日常茶飯事であり、歩行者よりも車の通行が優先される状況です。また、道路事情が悪く頻繁に渋滞が発生するため、時間に余裕を持った行動が必要です。日本とは異なり、クラクションを頻繁に使用する人も多くみられますが、腹を立てないようにしましょう。可能な限り現地人を運転手として雇い、車の任意保険にも加入してください。

当地における運転時の主な留意事項は、以下のとおりです。

ア オートバイ、ベチャ、ミニバスの急停車に注意する。

イ 信号が青であっても、交差点では必ず左右の安全を確認してから通過する。

ウ 急な進路変更、歩行者の飛び出し、無理な追越し、逆走車両に注意する。

(2) 事故対策

ア 車両の安全点検を心がけましょう。特に夜間の故障は、犯罪被害に巻き込まれる可能性が高くなります。

イ 事故の当事者は、あくまで運転手です。示談交渉は運転手に任せ、安易に車外に出ないようにしましょう。

ウ 事故現場には野次馬が集まるので、可能な限り安全な場所（警察署、ホテルの駐車場など）に移動して、話し合しましょう。

エ 速やかに警察に通報しましょう。

オ 人身事故の加害者になってしまったら、相手の負傷程度や野次馬の集まり具合などの状況によっては、負傷者の家族、関係者の理解を得た上で自分の車もしくはタクシーで負傷者を病院に送ることも一案です。（身の危険を感じる時には現場から離脱し、警察に通報、出頭してください）。

カ 警察で事情聴取を受ける場合は、通訳可能な知人を同行しましょう。内容を理解しないまま安易に書類に署名しないように注意してください。

キ 走行中に車が故障したりタイヤがパンクした場合は、その場所から離れた安全な場所に移動してから修理を行うようにし、修理は運転手に任せましょう。その際、乗員全員が降車してしまうと車内から金品が盗まれる可能性もありますので注意が必要です。

5 デモ・暴動・テロ・誘拐対策

(1) デモ（含む集会）・暴動

デモや集会は、場合によって暴動に発展する可能性があります。政治的記念日、宗教的節目の日には、集会などが開かれるので近づかないようにしましょう。特に、近

年は最低賃金の上昇や労働環境の改善を求めるデモ，土地問題を巡るデモが多く発生しています。日頃から報道等によりデモ等に関する情報を収集するようにしてください。

(2) テロ

2016年8月，爆発物を所持した少年がメダン市内の教会において神父を刃物で切り付ける事件が発生したほか，リアウ諸島州バタム島では，シンガポールへのテロ攻撃を計画していたグループが逮捕されました。2017年6月には，北スマトラ州警察本部を2人の男が襲撃し，警察官1人が殺害されています。

また，2018年5月には，リアウ州プカンバルやジャンピ州においても警察施設を襲撃するテロ事件が発生するなど，当国においては警察や教会等の宗教施設がテロの標的とされています。

世界各地では，イスラム過激派やその主張に影響を受けた個人等によるテロ事件が発生しており，シリア（2015年），バングラデシュ（2016年）では日本人がテロ事件の犠牲になっています。当国でも日本人がテロに巻き込まれる可能性は否定できません。以上のことから日頃から次の点に注意してください。

ア 日本外務省の海外安全情報，報道等により最新の治安・テロ情勢等の関連情報の入手に努め，日頃から危機管理意識を持つ。

イ 警察施設，教会・寺院等の宗教施設には不必要に近寄らない。ショッピングモール，ナイトクラブ，ホテル（特に欧米系），公共交通機関等，不特定多数の人が集まる場所，施設を訪れる際は，周囲の状況に気を配り，不審な状況を察知したら速やかにその場を離れるように留意する。

ウ 家族や勤務先等と緊急時の連絡方法を確認しておく。

エ 第一爆発をおとりにした第二爆発が起こる可能性もあるので，外出先で爆破現場や警察官，消防車が多数集結している場所に遭遇した際は，現場見物等は慎み，周囲の状況を見ながら速やかにその場から離れる。

(3) 誘拐

基本は，「目立たない」「用心を怠らない」「行動を予知されない」ことです。

過去の事例では，誘拐事件の発生前に不審な電話が続いたり，尾行されたり，自宅やオフィスに不審者や車が現れるなどの兆候が見られているので，常に周囲に注意を払い，前兆をつかみましよう。前兆がある場合には，警察に相談したり，帰り道や時間帯を変えたりするなどして，誘拐犯に予定を立てさせないようにします。

6 鳥インフルエンザ対策

(1) 予防対策

ア 休息・睡眠・食事をしっかりととり，体力及び抵抗力を維持すること。

イ 鳥類には近づかないこと。鳥類の死体，内臓，排泄物への接触をしないこと。近隣で鶏や観賞用鳥を飼育している場合は，十分に注意すること。

ウ 鶏肉や卵を調理する際には十分加熱すること（WHOによると，ウィルスは適切な加熱により死滅するとされており，一般的な方法として，食品の中心温度が70℃に達するよう加熱することを推奨しています）。

エ 人混みへの立入りは最小限にし，外出後には手洗い，うがいなど通常の感染症予防

対策をすること。また、外出時はマスクを着用すること。

オ 通常のインフルエンザ・ワクチンを定期的に接種すること。

カ 高熱，全身のけん怠感，呼吸器症状等が出たら，ためらわず最寄りの信頼できる医療機関で受診する。職場の従業員，自宅の使用人等に鳥インフルエンザと疑われる症状が出た場合は，早急な医師の診療，出勤の停止等の指導により，周囲への感染予防の措置をとること。

(2) 鳥インフルエンザ患者の治療体制

インドネシアでは，鳥インフルエンザの感染ないし感染の疑いが確認された場合は指定病院で治療を受けることとなります。当館管轄内の指定病院は以下のとおりです。

- ・ アチェ州：Dr. Zainoel Abidin Banda Aceh 病院，Cut Meutia Lhokseumawe 病院
- ・ 北スマトラ州：Adam Malik Medan 病院，Kabanjahe 病院，Jasamen Saragih 病院，Swadana Daerah Tarutung 病院，Padang Sidempuan 病院
- ・ 西スマトラ州：Dr. M. Jamil Padang 病院，Dr. Ahmad Mochtar 病院
- ・ リアウ州：Arifin Ahmad Pekan Baru 病院，Puri Husada 病院，Dumai 病院
- ・ リアウ諸島州：Otorita Batam 病院，Karimun 県病院，Tanjung Pinang 病院
- ・ ジャンビ州：Raden Mattaher Jambi 病院

7 緊急連絡先

(1) 主要官公庁連絡先

ア 警察（事件・事故等の緊急時） 1 1 0
又は市外局番の後に 1 1 0

イ 官公庁

(ア) 北スマトラ州

北スマトラ州警察本部	0 6 1 - 7 8 7 9 0 6 9
メダン市警察署	0 6 1 - 4 5 2 0 3 4 8
デリ・スルダン警察署（クアラナム空港管轄）	0 6 1 - 7 9 5 0 1 2 9
グヌンシトリ警察署（ニアス島）	0 6 3 9 - 2 1 1 6 6
	0 6 3 9 - 2 1 1 2 4
テルックダラム警察署（ニアス島）	0 6 3 0 - 7 3 2 1 2 2 5
メダン市消防署（緊急時 1 1 3 番）	0 6 1 - 4 5 1 5 3 5 6
クアラナム国際空港インフォメーション	1 3 8
	0 6 1 - 8 8 8 8 0 3 0 0 1

（空港関連情報や空港内のトラブル発生時の 24 時間対応窓口。通話開始後に 0 を押すとオペレーターに繋がります。）

メダン入国管理事務所（クアラナム空港管轄）	0 6 1 - 8 4 5 2 1 1 2
クアラナム税関	0 6 1 - 8 8 8 8 0 4 7 4

(イ) アチェ州

アチェ州警察本部	0 6 5 1 - 8 0 8 2 1 2 9
	6 3 0 2 4 8 2
バンダ・アチェ市警察署	0 6 5 1 - 8 0 1 1 6 3 1

サバン警察署 (ウェ島 (通称サバン島))	0 6 5 2 - 3 3 2 5 2 5 9
バンダアチェ入国管理事務所	0 6 5 1 - 2 3 7 8 4
(ウ) 西スマトラ州	
西スマトラ州警察本部	0 7 5 1 - 4 7 8 8 2 2 2
パダン市警察署	0 7 5 1 - 8 9 5 2 2 2 4
パダン入国管理事務所	0 7 5 1 - 4 4 5 6 7 6
(エ) リアウ州	
リアウ州警察本部	0 7 6 1 - 8 5 6 4 6 5
プカンバル市警察署	0 7 6 1 - 6 7 0 3 0 8 0
プカンバル入国管理事務所	0 7 6 1 - 8 4 0 5 5 5 4
(オ) リアウ諸島州	
リアウ諸島州警察本部	0 7 7 8 - 7 7 6 3 5 1 2
バレラン警察署 (バタム島)	0 7 7 8 - 4 5 7 6 9 1
タンジュンピナン市警察署 (ビンタン島)	0 7 7 1 - 3 1 2 9 9 9
ビンタン警察署 (ビンタン島)	0 7 7 1 - 4 8 3 0 1 7
バタム入国管理事務所	0 7 7 8 - 4 6 2 0 7 0
タンジュンピナン入国管理事務所 (ビンタン島)	0 7 7 1 - 2 1 0 3 4
タンジュンウバン入国管理事務所 (ビンタン島)	0 7 7 1 - 8 1 9 2 7
(カ) ジャンビ州	
ジャンビ州警察本部	0 7 4 1 - 3 4 3 8 2
ジャンビ市警察署	0 7 4 1 - 2 0 1 1 0 2 3 3 7 9
ジャンビ入国管理事務所	0 7 4 1 - 6 2 0 3 3
ウ 主要病院 (メダン市)	
コロンビア・アジア病院	0 6 1 - 4 5 6 6 3 6 8
シロアム病院	0 6 1 - 8 8 8 8 1 9 0 0
エリザベス病院	0 6 1 - 4 1 4 4 7 3 7
エ 日本人会	
メダンジャパンクラブ	E-mail median_japan_club@yahoo.co.jp
バタムジャパンクラブ (火～金16:00～21:00, 土日10:00～19:00, 月・祝日休館)	0 7 7 8 - 3 2 4 2 5 6
	E-mail batamjapan@southlinksgolf.com
西スマトラ州日本人会	0 7 5 1 - 8 4 1 8 1 0
オ 日本国大使館・総領事館等	
在メダン総領事館	代表 0 6 1 - 4 5 7 5 1 9 3
(開館時間8:30～12:00, 13:30～16:30)	FAX 0 6 1 - 4 5 7 4 5 6 0
在インドネシア大使館	代表 0 2 1 - 3 1 9 2 4 3 0 8
	FAX 0 2 1 - 3 1 9 2 5 4 6 0
	領事部 FAX 0 2 1 - 3 1 5 7 1 5 6
在スラバヤ総領事館	代表 0 3 1 - 5 0 3 0 0 0 8
	FAX 0 3 1 - 5 0 3 0 0 3 7

在マカッサル領事事務所

代表 0 4 1 1 - 8 7 1 0 3 0

FAX 0 4 1 1 - 8 5 3 9 4 6

在デンパサール総領事館

代表 0 3 6 1 - 2 2 7 6 2 8

FAX 0 3 6 1 - 2 6 5 0 6 6

日本国外務省（代表） + 8 1 - 3 - 3 5 8 0 - 3 3 1 1

（２）NHK（短波放送：NHKワールドラジオ日本）に関する情報は、NHKのホームページで入手できます。

<http://www3.nhk.or.jp/nhkworld/ja/radio/>

II 在留邦人用緊急事態対処マニュアル

1 外務省の危険情報

外務省は、各国・地域の治安状況についてそれぞれの情勢に応じた4段階の具体的な文章表記、「十分注意してください。」、「不要不急の渡航は止めてください。」、「渡航は止めてください。(渡航中止勧告)」、「避難してください。渡航を中止してください。(退避勧告)」で示しています。

平成31年1月現在、インドネシア全土は「レベル1」(パプア州及び中部スラウェシ州の一部では「レベル2」とされています。最新の情報は外務省海外安全ホームページで確認することができます。

○「レベル1：十分注意してください。」

その国・地域への渡航、滞在に当たって危険を避けていただくための特別な注意が必要です。

○「レベル2：不要不急の渡航は止めてください。」

その国・地域への不要不急の渡航は止めてください。渡航する場合には特別な注意を払うとともに、十分な安全対策をとってください。

○「レベル3：渡航は止めてください。」(渡航中止勧告)

その国・地域への渡航は、どのような目的であれ止めてください。(場合によっては、現地に滞在している日本人の方々に対して退避の可能性や準備を促すメッセージを含むことがあります。)

○「レベル4：退避してください。渡航は止めてください。」(避難勧告)

その国・地域に滞在している方は滞在地から、安全な国・地域へ退避してください。この状況では、当然のことながら、どのような目的であれ新たな渡航は止めてください。

2 平素の心構え

(1) 情報入手方法の確立

緊急事態発生時の安否確認は、滞在する皆様から提出していただいている「在留届」が基礎となります。3か月以上滞在する予定のある方は、必ず総領事館に提出してください。転居、転職、出生等による家族の異動事項が生じた場合には「記載事項変更届」を、帰国の際には「帰国届」を提出してください。

(2) 旅券等の管理

旅券、出国・再入国許可証、警察登録証明書(SKLD)、滞在許可証(KITAS)等は厳重に管理し、SKLD、KITAS及び旅券の写しは検問等に備えて常時携帯しましょう。旅券の有効期限が6か月以上あることを確認しておきましょう。

3 緊急事態が発生した場合、又は発生するおそれがある場合の対応

(1) 正確な情報を入手して状況を正しく把握するとともに、流言飛語に惑わされたり、群集心理に巻き込まれたりせず、冷静に行動しましょう。また、邦人同士で緊密に連絡をとり、情報の共有に努めましょう。

(2) 生命、身体、財産等に危害が及ぶ(おそれがある)場合は、御自身が所属する団体があらかじめ定めた集合場所へ避難し、警察等治安当局に救援を求めてください。退

避する場合は、退避状況を総領事館にお知らせください。

(3) NHK国際放送からの情報入手にも務めましょう。

4 緊急時の避難先

緊急事態が発生し、避難、国外退避が必要となった場合は、在メダン日本国総領事館を避難・集合場所とします。

このほか、緊急事態が発生した場所などの具体的状況に応じ、当総領事館が在留邦人の避難場所を指定することがあります。具体的には、当総領事館、当総領事公邸のほか、各州の主要ホテル、海空港、州警察本部などを想定しています。

5 退避、出国等

(1) 日本政府から退避勧告があった場合は、可能な限り速やかに退避してください。

(2) 退避する際は、貴重品は目立たないように身に付け、服装は肌の露出が少なく動きやすいものを、履物は動きやすく丈夫なものを履く。両手が使えるようにするため、貴重品、常備品等は小型リュック等で携行し、荷物は最小限にとどめてください。

(3) 現場の状況は他の在留邦人の方々にとり貴重な情報となるので、随時総領事館に情報提供をお願いします。

(4) 個人または所属する団体の判断により国外に退避する場合は、その旨を必ず総領事館に届けてください（総領事館への連絡が困難な場合は、日本の外務省領事局海外邦人安全課（03-3580-3311（内線）2851）へ連絡をお願いします）。

6 緊急事態に備えてのチェックリスト

(1) 旅券

ア 旅券については、6か月以上の残存有効期間があることを常に確認しておいてください（6か月以下の場合には在留先の在外公館に対して旅券切替発給を申請してください）。

イ 旅券の最終頁の「所持人記載欄」は漏れなく記載しておいてください。特に、下段に血液型（blood type）につき記入しておくとうりです。

ウ 旅券と併せ、滞在国の外国人登録証明書、滞在許可証等はいつでも持ち出せる状態にしておいてください。なお、出国や再入国に係る許可は常に有効な状態としておくことが必要です。

(2) 現金、貴金属、貯金通帳等の有価証券、クレジット・カード

これらのものも、緊急時には旅券とともにすぐ持ち出せるよう保管しておいてください。現金は家族全員が10日間程度生活できる外貨及び当座必要な現地通貨を予め用意しておくことをお勧めします（ただし、当国の場合、1億ルピア相当以上の通貨（現金、小切手等）の国外持ち出しは許可／届出が必要）。

(3) 自動車等の整備

ア 自動車をお持ちの方は常時整備しておくよう心掛けてください。

イ 燃料は十分入れておくようしてください。

ウ 車内には、懐中電灯、地図、簡易トイレ、ティッシュ等を常備してください。

エ なお、自動車を持っていない方は、近くに住む自動車を持っている人と平素から連

絡を取り、必要な場合に同乗できるよう相談しておいてください。

(4) 携行品の準備

避難場所への移動を必要とする事態に備え、上記(1)～(3)のほか次の携行品を常備し、すぐ持ち出せるようにしてください。なお、退避時の飛行機内への持込み制限も考慮し、携行品は20kg程度にまとめておくことをお勧めします(自衛隊機等を含め、機種によっては搭乗前に10kg程度にまとめることを求められる場合があります)。また、ハードタイプのスーツケースは極力避け、背中に背負うバッグ等ソフトな物が望ましいです(特に自衛隊による輸送の場合)。

ア 衣類・着替え(長袖・長ズボンが賢明。行動に便利で、殊更人目を引くような華美でないもの、麻、綿等吸湿性、耐暑性に富む素材が望ましい。また、所在国・地域や季節に応じ防寒着または毛布類を持参することが望ましい。)

イ 履物(行動に便利で靴底の厚い頑丈なもの)

ウ 洗面用具(タオル、歯磨きセット、せっけん等)

エ 非常用食料等

しばらく自宅待機となる場合も想定して、米、調味料、缶詰類、インスタント食品、粉ミルク等の保存食及びミネラルウォーターを、家族全員が10日間程度生活できる量を準備しておいてください。一時避難のため自宅から他の場所へ避難する際には、この中からインスタント食品、缶詰類、粉ミルク、ミネラルウォーターを携行するようにしてください(3日分程度以上)。

オ 医薬品

家庭用常備薬の他、常用薬(必要に応じて医師の薬剤証明書(英文)も用意)、救急キット(外傷薬、消毒薬、衛生綿、包帯、絆創膏など)、マスク等。

カ ラジオ

FM放送やNHK国際放送を通じ、安全情報を伝達する場合があります。FM放送受信可能で、NHK海外放送(ラジオ・ジャパン)、BBC、VOA等の短波放送が受信可能な電池使用のラジオ受信機が理想的(電池の予備も忘れないようにしてください)

キ その他

懐中電灯、予備の強力バッテリー、ライター、ローソク、マッチ、ナイフ、缶切り、栓抜き、紙製の食器、割り箸、固形燃料、簡単な炊事用具、可能ならヘルメット、防災頭巾(応急的に椅子に敷くクッションでも可)等

ク ペット

緊急事態時ペットを連れて退避することは、退避先での手続きや航空機等の制約等から大変困難です(特に自衛隊による退避の場合、盲導犬を除き、ペットの帯同は不可)。ペットをお持ちの方は、公共輸送機関が動いているうちに早めに退避するか、現地の方に託すなどの対応をお願いします。

III 参考

一口会話

● 事件・事故

「助けてください！」 MINTA TOLONG! (ミンタ トロン)

「泥棒！」 PENCURI! (プンチュリ)

「出て行け！」 KELUAR! (クルアル)

「急いで！」 CEPAT! (チュパット)

「バックを盗まれました」 TAS SAYA DICURI. (タス サヤ ディチュリ)

「パスポートをなくしました」 PASPOR SAYA HILANG. (パスポル サヤ ヒラン)

「警察を呼んでください」 TOLONG PANGGIL POLISI. (トロン パンギル ポリシ)

「けがはありませんか。」 APAKAH ANDA TERLUKA? (アパカ アンダ トルルカ?)

「病院に行きましょう」 MARI KITA KE RUMAH SAKIT. (マリキタ クルマ サキット)

「会社に電話させてください」 BOLEH SAYA MENELEPON KE KANTOR?

(ボレ サヤ ムネレポン ク カントル?)

「日本領事館に電話させてください」

BOLEH SAYA MENELEPON KE KONSULAT JEPANG?

(ボレ サヤ ムネレポン ク コンスラット ジュパン?)

警察署 KANTOR POLISI (カントル ポリシ)

(POLRESTABES / POLRESTA / POLRES / POLSEK)

● 運転手への指示

「車を出してください」 TOLONG KELUARKAN MOBIL. (トロン クルアルカン モビル)

「車を移動しないで」 JANGAN PINDAHKAN MOBIL. (ジャンガン ピンダカン モビル)

● 病気・けが

病院 RUMAH SAKIT (R. S.) (ルマ サキット)

頭痛 SAKIT KEPALA (サキット クパラ)

下痢 MENCERET (メンチュレット)

けが LUKA (ルカ)

やけど LUKA BAKAR (ルカ バカル)

骨折 PATAH TULANG (パタ トラン)

● 表示・標識

～禁止 DILARANG ～ / JANGAN ～ (ディララン / ジャンガン)

遊泳禁止 DILARANG BERENANG (… ブルナン)

立入禁止 DILARANG MASUK (… マスツ)

駐車禁止 DILARANG PARKIR (… パルキル)

禁煙 DILARANG MEROKOK (… ムロコツ)

撮影禁止 DILARANG MEMOTRET (… ムモトレット)

DILARANG MENGANBIL FOTO (… ムンガンビル フォト)

注意 HATI-HATI (ハティ ハティ)

危険 BAHAYA / AWAS (バハヤ / アワス)

事故多発 RAWAN KECELAKAAN (ラワン クチュラカアン)